

| 会 長 | 事務局長 | 局長補佐兼係長 |
|-----|------|---------|
|     |      |         |

## 第814回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 令和元年7月4日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1 番 田村 磨利  | 2 番 山口 一晴 | 3 番 濱田 頼之 |
| 4 番 山本 欣史  | 6 番 小川 節美 | 7 番 澤田 誠規 |
| 8 番 今津 久雄  | 9 番 小島 久司 | 10 番 寺田 巧 |
| 11 番 羽賀 大透 |           |           |

---

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 松本 功  | 2 番 保田 稔  | 3 番 川島 照久 |
| 4 番 西山 讓  | 5 番 細川 秀信 |           |
| 7 番 浦田 久永 |           |           |

4. 欠席者（2名）

|           |          |
|-----------|----------|
| 5 番 岩本 誠司 | 6 番 山本 大 |
|-----------|----------|

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第814回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番山本欣史委員、6番小川節美委員にお願いします。

なお、5番岩本誠司委員、6番山本大委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申し出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 今回の申請は3件です。内訳は、売買が2件、贈与が1件です。

それでは、順番にご説明いたします。番号4番。場所は2ページに位置図をつけております。大字二ノ宮。高石地区、市道から山手に進んだ所にある農地5筆になります。

譲渡人は、贈与により農地を取得していましたが、この度農地を処分することとなりました。地元の方へ売買で譲り、地目はいずれも畑で現地にはみかんの木が植わっており、取得後は引き続きみかんを作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号5番。場所は3ページに位置図をつけております。大字押ノ川。宿毛ゴルフセンター手前に広がる農地のうちの1筆になります。

親から子への贈与で、取得後は水稻を作る予定です。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号6番。場所は4ページに位置図をつけております。大字二ノ宮。主要地方道宿毛津島線二ノ宮橋手前、篠川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得していましたが、この度農地を処分することとなりました。売買で、取得後は引き続き水稻を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きます、受付番号4番及び6番について二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに4番及び6番朗読】  
山本委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号5番について押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに5番朗読】  
田村委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとしますので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きます、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題

といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

受付番号10番、所在地橋上町坂本、位置図は6ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み、坂本集会所の前の住宅の裏の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は782.20㎡。資金計画といたしましては、土地取得費80万円、太陽光発電施設の設置工事費1,200万円、自己資金1,280万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号11番。所在地山奈町芳奈、位置図は7ページになります。県道橋上平田線を芳奈方面に進み、向山橋を渡り直進した右側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は2128.30㎡。資金計画といたしましては、土地取得費100万円、太陽光発電設置工事費1,400万円、自己資金1,500万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして受付番号12番。所在地、和田、位置図は8ページになります。メモリアルホール優月の東側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積

は 910 m<sup>2</sup>。資金計画といたしましては、土地取得費 100 万円、太陽光発電設置工事費 1,200 万円、自己資金 1,300 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 10 番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに 10 番朗読】  
濱田委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 11 番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに 11 番朗読】  
澤田委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号 12 番について、和田地区担当の田村委員から説明します。

○田村委員 【議案書をもとに 12 番朗読】  
田村委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」3 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議

ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」の3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。  
番号6番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目畑2筆。地図の方は10ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を所谷建設の手前を左折、直進し右折した奥の土地で平成元年頃、桧を植林し山林となり現在に至る。

次に、番号7番。申請場所、所在地小筑紫町伊与野。登記地目畑2筆。地図の方は11ページになります。場所は、国道321号線を小筑紫地区に入り、伊与野方面に左折した土地で昭和54年頃、住宅、倉庫を建築し庭としても使用し現在に至る。

次に、番号8番。申請場所、山奈町芳奈。登記地目田。地図の方は12ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み東方面に右折した土地で約20年以上前から宅地の一体的利用地として使用し、約2年前に建物を取り壊し雑種地となり現在に至る。

次に、番号9番。申請場所、鷺洲。登記地目畑。地図の方は13ページになります。場所は、幡多土木事務所の駐車場の斜め後ろの土地で約15年以上前から宅地として使用し現在に至る。

以上4件につき、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号6番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに6番について朗読】  
山本委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号7番について、伊与野地区担当の寺田委員お願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに7番について朗読】  
寺田委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号8番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに8番について朗読】  
澤田委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号9番について、鷺洲地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに9番について朗読】  
山口委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明4件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

第812回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号7号・9号)について、県より許可の決定がありましたので報告します。

○事務局員 (公務災害補償制度への加入について)

それでは、はじめに委員活動中における公務災害の関係の説明をさせていただきます。お手元にお配りしている資料1「公務災害補償制度について」をご覧ください。

この公務災害補償制度は、委員の皆様が公務中、日々の活動中に不慮の事故で死亡されたり、または入院されたりするような場合に補償されるものでありまして、委員の皆様全員に現在ご加入いただいております。

なお、現在の公務災害補償制度については、今年の9月末で1年間の保険機関が満了します。

つきましては、引き続き1年間一人あたり1口分の加入申し込みについてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

保険料については、1口分1,000円でして、次回8月の総会時に集金することとし掛金の1,000円をおつりのいらないようにご用意いただきますようお願いいたします。

(農地パトロールの実施について)

続きまして、農地パトロールの実施について説明いたします。資料2をご覧ください。実施要領や班分け、当日の日程について順番にご説明いたします。

先月の総会時にもお知らせいたしました。農地パトロールは来月の総会開催にあわせて8月2日(金)午前中に計画しております。委員の皆様には、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整のほどよろしくお願いたします。

日程説明の前に「宿毛市農地パトロール(利用状況調査)実施要領」について説明いたします。こちらの内容は、昨年7月に審議して策定した実施要領になります。内容に変更はありません。

次に農地パトロールの流れについて、実施要領から一部抜粋して説明いたします。

農地パトロールの実施を通じて、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策に向けて取り組みを進めていくこととして例年8

月に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課と合同で市内を5つに区分けし現地調査を実施しております。

調査の進め方については、例年同様に、農地を確認し農地としての利用が再生可能と再生困難な土地の仕分けを行います。再生可能な場合は緑色、再生困難な場合は赤色でそれぞれ台帳に記入をお願いいたします。

なお、前回のパトロールの際に荒廃していた農地には、あらかじめ図面に印を記入しておりますので、昨年と比べて今年状況についてチェックをお願いいたします。

農地パトロール終了後には、各班でパトロールの結果のとりまとめを行いその後、委員全体で報告会にて現状と課題を整理することとしております。

また、農地パトロールの実施については、事前に広報7月号にてお知らせの記事を掲載しております。農地パトロールの流れについては以上になります。

次に班分けについて説明いたします。担当一覧(案)をご覧ください。

昨年度からの変更はありません。今年度も引き続きこの内容で実施したいと思います。班分けについての説明は以上になります。

続きまして日程については、8月2日(金)午前9時に市役所本庁舎3階委員会室に集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡し、事前打ち合わせのあと順次出発予定です。

大雨や台風等悪天候が見込まれる場合や、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期を決定した場合は、決定次第皆さんに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など直前になって延期を決定した場合は、当日の8時30分ごろから順次皆さんに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますようお願いいたします。

次に昼食については、これまでと同様パトロールが終了し市役所到着後各自昼食休憩となります。

午後からは、1時に委員会室に集合し、各班でパトロールの結果を取りまとめのうえ1時30分から報告会、報告会終了次第、通常の総会という流れで進めて行いたいと思います。日程等は来月の議案送付時に再度お知らせいたしますのでご確認ください。

以上で、農地パトロールの実施についての説明を終わります。

(農業者年金加入推進活動計画について)

続きまして、令和元年度農業者年金加入推進活動計画について説明いたします。資料3をご覧ください。

この内容につきましては、先月26日に高知市で開催されました高知県農業会議総会にて報告されたものです。農業者年金の加入推進活動について今後の目標や取組内容を記しております。

黄色でマーキングしている箇所について、今年度、高知県全体では年間目標として全体の新規加入者を73人、20歳から39歳までの新規加入者を67人、女性の新規加入者を39人として市町村ごとの目標を設定しました。

宿毛市は既に1人新規加入者がいます。この後続くよう活動計画の内容を全ての委員で共有し、今後目標達成に向け取り組みを進めていきますので、委員の皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(活動記録簿の提出について)

次に活動記録簿の提出のお願いです。来月は4月から7月の4か月分の内容を確認したく提出のほどお願いいたします。

なお、皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認、点検を行い後日郵送にて返却する予定です。提出についてお忘れのないようよろしくお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後になりますが、次回総会は8月2日(金)農地パトロール終了後午後からの開会です。提出する議案の締切は来週10日(水)、議案送付日は26日(金)を予定しております。事務局からは以上です。

○議長 ほかには何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第814回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

令和元年7月4日

会長代理

農業委員

農業委員